

## 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士資格期間猶予に関する細則

1（趣意）この細則は、認定士資格更新に関する規程第10項（認定期間の猶予）に係わる手続きについて定めるものである。

2（対象者）海外留学、産後休暇などで国内学会活動参加が制限された状態が、6ヶ月以上継続する者、あるいは認定委員会が認めるその他の理由を有する者は認定資格の猶予を申請することができる。

3（猶予の期間）猶予の期間は1年から3年までで、証明書類に記載された期間を勘案して認定委員会が決定する。

4（必要書類）認定期間の猶予の申請に必要な書類は以下の通りである。なお、証明書類には該当期間を明記すること。

- ・ 資格猶予申請書
- ・ 証明書類（海外留学証明書、産後休暇証明書、傷病証明書など）
- ・ 返信用封筒（宛名、住所を記載）

5（申請方法・要領）申請方法は必要書類一式を学会事務局に、有効期限が終了する年度の資格更新申請期間に送付することで行う。

送付された書類は認定委員会で審査され、結果は可及的早期に返信用封筒で申請者に通知される。

申請者は結果に記載された必要な費用を納付する。

認定委員会は納付を確認後、資格猶予証明書を申請者に送付する。

6（費用）認定資格の猶予の費用は、1年につき5000円とする。

7（資格更新の方法）資格更新は猶予期間の最終年度で行うことができる。このときに資格猶予証明書のコピーの提出を要する。